

# さぬき市犯罪被害者等支援条例骨子案

## 1 条例の制定目的

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民、事業所の責務を明らかにします。

また、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、その権利利益の保護並びに犯罪被害者が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

## 2 定義

犯罪等…犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

犯罪被害者等…犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

市民…本市に居住し、通勤し、又は通学する者

事業所…本市で事業を営む個人又は法人その他の団体

民間支援団体…犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項に規定する団体)その他犯罪被害者等の支援を主たる目的として適切に行う民間の団体

犯罪被害者等の支援…犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組

## 3 基本理念

- ・ 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その処遇を保障される権利を有します。
- ・ 犯罪被害者等の支援は、置かれている状況に応じて適切に行われるものとします。
- ・ 犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関が相互に協力しながら、必要な支援を途切れることなく行うものとします。

## 4 責務

### 市の責務

関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を実施します。

### 市民の責務

犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害に十分に配慮し、市の施策に協力します。

### 事業所の責務

市民の責務に加え、犯罪被害者等がその被害に係る手続を適切に行うことができるよう就労に関して配慮します。

## 5 基本的な施策

### 相談支援

犯罪被害者等の相談や情報提供に関する総合的な窓口を市役所内に設置することとします。

### 経済的支援

犯罪被害者等を経済的に支援するため、生活支援金の給付など経済的負担の軽減を図ります。

### 生活支援

心身に受けた影響から早期に回復し日常生活を円滑に営むことができるよう、その状況に応じた保健医療や福祉について必要な施策を講じます。

住居の安定を図るため、市営住宅への優先入居等一時的な居住のための住居の提供等を行います。

### 啓発

犯罪被害者等支援に関する広報、啓発を行うなど、市民や事業者の理解の増進を図ります。

### その他

犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体の活動が促進されるよう、市が実施する施策の情報提供等必要な支援を行います。

犯罪被害者等又は関係機関から提供を受けた個人情報適切に管理します。

## 6 施行日

令和7年4月1日(予定)